### 東京都循環器病対策推進計画とは

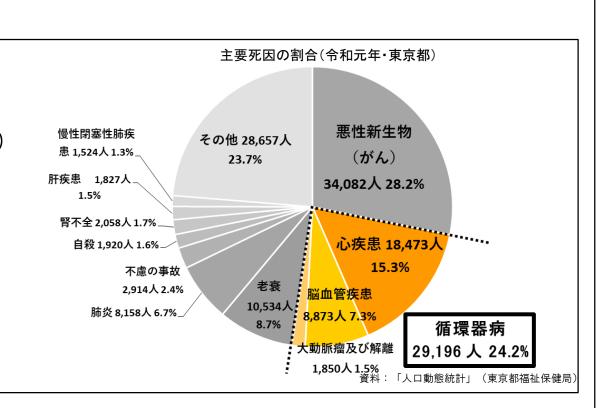
○ 令和元年12月に施行された「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る 対策に関する基本法」第11条に基づき、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病 対策の基本的方向性を定める計画

(計画期間) 令和3年度から令和5年度までの3年間(以降は、6年ごとに見直し)

## 計画策定の考え方

### 東京都の循環器病を取り巻く状況

- 〇 循環器病(心疾患、脳血管疾患、大動脈解離・大動脈 瘤)はがんに次いで主要死因割合の第2位(24.2%)
- 救急搬送人員の急病のうち、循環器病(心・循環器 疾患及び脳血管障害)が最も多く、全体の約1割
- 救命救急センター(26施設)、脳卒中急性期医療機関(164施設)、CCU医療機関(73施設)等により救急患者を受入れ



#### 計画のポイント

東京の強みを生かし、医療・介護・福祉サービス提供体制と一体的に循環器病対策を推進するため、 東京都保健医療計画におけるグランドデザインの実現に向けた4つの基本目標ごとに、東京独自の 循環器病対策の方向性を取りまとめ

### 東京都循環器病対策推進計画の構成

# 第1章 東京都循環器病対策推進計画とは

- 1 はじめに
- 2 他の計画との整合と計画期間
- 第2章 東京の循環器病を取り巻く状況
- 第3章 「東京の将来の医療~グランドデザイン~」の実現を目指した 循環器病対策の方向性
  - ◆「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた 4つの基本目標ごとに循環器病対策の方向性を提示
    - Ⅰ 高度医療・先進的な医療提供体制の将来に渡る進展
    - Ⅲ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
    - Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
    - IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

# 第4章 計画の推進主体の役割

# 東京都循環器病対策推進計画 概要版③

## 「東京の将来の医療~グランドデザイン~」の実現を目指した循環器病対策の方向性

## 誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

- I 高度医療・先進的な医療提供 体制の将来にわたる進展
- 高度医療施設を中心とした 医療提供体制の充実
- 〇 医療連携の推進
- 〇 救急搬送体制の整備

- Ⅲ 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- 〇 患者·家族の支援と医療連携の 推進
- 〇 リハビリテーション体制の充実
- 〇 緩和ケアの推進
- 〇 小児期・若年期から配慮が必要な患者に対する医療の提供

- Ⅲ 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- 循環器病の予防・健診の普及、 知識の普及啓発
- 医療・介護連携の推進
- O 在宅におけるリハビリテーション の取組
- 〇在宅における 緩和ケアの取組
- 治療と仕事の両立支援・就労支援
- 〇相談支援の充実

#### Ⅳ 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

- 〇 高度医療・先進的な医療を担う人材の確保・育成
- 〇 在宅療養を支える人材の確保・育成

〇 相談支援を担う人材の確保・育成